



訴 状

2008年4月23日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 滿

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金1760万円

貼用印紙額 金14万3千円

第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣高村正彦が、平成19年11月16日付けで原告らに対しても別紙一部不開示文書目録1記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す
 - 2 外務大臣高村正彦は、原告らに対し、前項の各行政文書の不開示部分を開示せよ
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との裁判を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件訴訟は、後に詳しく述べるように、日本による過去の朝鮮半島の植民地支配及び第2次世界大戦終結までに日本がもたらした被害の清算と国交正常化を意図して、日韓両政府の間で1951年から1965年まで7次にわたって行われた会談（日韓会談）について、外務省の保有する議事録、添付資料、内部検討文書などの行政文書（以下「日韓会談文書」という。）の全面公開を求めるものである。この日韓会談文書は、日韓会談が、その結果として1965年6月22日に締結された日韓基本条約及び諸規定等の成立につながったため、日韓基本条約の成立の経緯に関する日韓米の歴史的真実の追究や、いまだなお日本と韓国との間に残されている戦後補償問題や請求権の放棄の有無などの考察に関連してきわめて重要な文書となっている。

日韓会談の交渉相手であった韓国においては、日韓会談（韓国では韓日会談）に関する文書の公開の要望が強く、情報公開請求や裁判を経て、2005年に、韓国政府は、同政府の保有する文書の全面公開を行い、同文書を踏まえて、民間と共同で、強制動員の補償に関する被害者対策を樹立し、歴史の検証を市民とともに進めている状況にある。

一方、日本においては、これまで歴史研究者や市民が日韓会談文書の公開を熱望し、過去に繰り返し情報公開請求がなされてきたが（原告らの情報公開請求と合わせて過

去に13回の情報公開請求があった。）、外務省は、日韓会談文書の大半を不開示とする対応を取り、30年を経過した外交文書を外務省が自主的に公開する外交記録公開制度においても、同文書を公開しないでいた。そこで、原告らを含む約500名にのぼる日韓両市民が、その全面公開を求めて、情報公開請求を行ったうえ、最終的に本件訴訟の提起にいたつたものである。

2 本件情報公開請求（開示請求番号：2006-00588）の経過

(1) 原告らは、2006年（平成18年）4月25日、処分庁外務大臣（以下「外務大臣」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、別紙請求文書目録記載の日韓会談文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求した（甲1）。

(2) 外務大臣は、2007年（平成19年）11月16日、本件請求文書のうち、「朝鮮問題（対朝鮮政策）」と題する文書をはじめとする別紙一部不開示文書目録1（以下「本件目録1」という。）記載の各行政文書（以下「本件文書」という。）及び別紙一部不開示文書目録2（以下「本件目録2」という。）記載の各行政文書について、その一部あるいは全部を不開示とする処分（以下、本件目録1の一部不開示決定処分を「本件処分」という。）をした（甲2ないし6）。

なお、原告らの日韓会談文書の情報公開請求に対して、外務大臣は、3度の一部不開示決定等の処分を行っており（1度目：2006年8月17日、2度目：2007年4月27日、3度目：同年11月16日）、本件訴訟は、この3度目の処分に関するものである。本件目録1及び2の文書は、先行する2度の一部不開示決定処分の対象文書とあわせると、日韓会談文書全体のごく一部（約6800頁）にすぎない。その残部については、開示・不開示の決定すらなされておらず、この事態に対しては、東京地方裁判所において、決定を行わないことが違法であることを確認する判決がなされているところである（同裁判所民事第38部2007年12月26日判決、国側

控訴、東京高等裁判所第17民事部に係属。）。

(3) 外務大臣が、本件目録1及び2の各行政文書の一部あるいは全部を不開示とした理由は、大別して2種類あり、一つは本件目録1の各行政文書（本件文書）のごとく外交上の不利益等を理由とする不開示であり、もう一つは、本件目録2の各行政文書のごとく個人情報や法人情報であることを理由とするものであった。

上記の不開示文書のうち、本件訴訟では、本件目録1の各行政文書（本件文書）について不開示決定処分の取消とその不開示部分の開示義務付けを求めて提訴したものである。

(4) 本件文書の不開示決定処分の理由は、以下のようなものであった。

- ① 「公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条3号、本件目録1の1ないし9、甲2・3）
- ② 「政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との信頼関係を損なうおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条3号、6号、本件目録1の10、甲4）
- ③ 「政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、信頼関係を損なうおそれがあり、また、外交事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条3号、6号、本件目録1の11、甲5）
- ④ 「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条4号、6号、本件目録1の12、甲5）
- ⑤ 「政府部内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法5条3号、6号、本件目録1の12、甲5）

⑥ 「現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内の検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため、不開示としました。」（情報公開法 5 条 3 号、本件目録 1 の 1 3、甲 6）

3 本件処分の違法性

(1) 外務大臣は、本件文書を、上記 2 の (4) ①ないし⑥に挙げたとおり、他国との交渉上の不利益を生ずるおそれ（情報公開法 5 条 3 号）、他国等との信頼関係を損なうおそれ（情報公開法 5 条 3 号）、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれ（情報公開法 5 条 4 号）、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法 5 条 6 号）等の理由で不開示としたものである。しかし、これらの理由は認められず、本件処分は違法である。

(2) そもそも、1951年に日韓会談が開始されてから（日韓基本条約の締結は1965年）すでに57年もの時が経過している現在においては、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書に記載された記述や内容は、きわめて貴重な歴史的記録であるといえる。このような過去の歴史的な事実について、その内容や存在が明らかになったとしても、日本の外交に不利益を生ずるおそれがあるとは認められず、事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれもなく、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれも認められない。

また、2005年に韓国政府が保管していた日韓会談に関する韓国側の文書（全体で156件、約3万6千ページにも及ぶ文書）については全面公開がなされており、その中には、後記（3）に述べるとおり、今回的一部不開示決定処分の対象となった文書そのものも存在している。このように、韓国政府が全面公開に踏み切ったことを見ても明らかなどおり、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書を公開しても、それが日本の外交にとって不利益を生ずるおそれがあると外務大臣が認めるこ

とにつき相当の理由があるとはいはず、事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれもない。

したがって、外務大臣が、情報公開法5条3号、4号及び6号を根拠として、上記①ないし⑥の理由で、本件文書を一部不開示としたのは違法であるから、本件処分は取消を免れない。

(3) なお、本件目録2記載の各行政文書の不開示決定処分は、個人情報や法人情報を理由とするものであるが、これらの不開示部分についても、同一文書が韓国側ですでに公開され、個人情報や法人情報の内容も含めて、何人にもアクセスが可能となっているものが多数存在する。外務省が韓国側公開文書を比較対照すれば、これらの部分は容易に判明し、その結果、適法な不開示事由に該当しないことが明らかであった。それにもかかわらず、外務省が漫然と個人情報や法人情報を理由に一律に不開示決定処分を行ったことは、外務省の処分の画一的処理を如実に示すものである。この点については、外務省において韓国側の公開文書を参考にし、再度、開示・不開示決定について精査した上で、公開すべき文書については公開すべきである旨付言しておく。

4 本件不開示部分の開示の義務付け

(1) 行政事件訴訟法は、3条6項2号で、行政庁に対し一定の処分を求める旨の法令に基づく申請がされた場合において、当該行政庁がその処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分をすべき旨を命ずることを求めることができるとしている（いわゆる申請満足型義務付け訴訟）。そして、同法37条の3、1項2号及び5項は、「当該法令に基づく申請を・・・棄却する旨の処分・・・がされた場合において、当該処分・・・が取り消されるべきもので」ある場合に（訴訟要件）、「請求に理由があると認められ」、行政庁が当該行政処分をすべきであることが根拠法令上「明らか」とあると認められる場合には（本案勝訴要件）、当該処分の義務付けが認められるとしている。

(2) 前記3で述べたとおり、本件文書は、不開示事由に該当せず、取り消されるべきものである（訴訟要件の充足）。

また、本件処分の根拠となっている情報公開法は、行政庁に対し、行政文書が不開示事由に該当しない場合には、原則として、当該文書の開示を義務付けている（情報公開法5条）。本件では、前記3のとおり、本件文書は不開示事由に該当しないので、外務大臣（処分庁）は、原則のとおり、本件文書を開示する義務を負っている。すなわち、本件請求に理由があり、外務大臣（処分庁）が当該行政処分をすべきことが情報公開法上明らかである（本案勝訴要件の充足）。

(3) したがって、外務大臣（処分庁）に、本件文書の不開示部分の開示の義務付けが認められる。

5 日韓会談及び日韓基本条約の締結の経緯

本項では、原告らが全面公開を求める本件文書に記載されている内容に関連して、日韓会談の経緯及び日韓基本条約の締結に至る経緯を概観する。

(1) 初めに：日帝による朝鮮植民地統治の終焉

1945年8月15日の敗戦により、1910年から続いた日本による朝鮮植民地統治が終焉した。日韓会談とは、旧植民地韓国と旧宗主国日本との間で国交正常化を目的に1951年から1965年まで14年間、七次に亘って行われた会談である。その結果、1965年6月22日、その後の日韓関係を規定した「日韓基本条約」と四つの協定、すなわち、「請求権及び経済協力協定」「漁業協定」「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定」「文化財及び文化協力に関する協定」が調印されるとともに、各種の「取り決め関係文書」が作成された。以下、14年間七次に亘る日韓会談を概観する。

(2) 会談開始前の日韓関係（1945－51年）：在朝日本人財産の没収

朝鮮統治の終焉により、1945年9月20日には南に米軍政庁が設置され、朝鮮

において日本人が所有していた財産について法令第33号「朝鮮内ニアル日本人財産権取得ニ関スル件」によって、日本人の公共財産のみならず私有財産は朝鮮軍政府（米軍政府）が取得し全部所有する（第2条）とし、かつ1948年9月には、「米韓財政及び財産に関する協定」の第5条により、韓国政府に委譲された。さらに、47年8月、南朝鮮過渡政府は対日賠償問題対策委員会を設立し、その後韓国側は「強占論」を根拠に対日賠償調査を進めていった。そして、1951年9月8日、日本は対日講和条約に調印した。同条約第2章第4条（b）には、「日本国は・・・合衆国軍事当局により、又はその指令に従つてなされた日本国及びその国民の財産処理の効力を承認する」とある。すなわち、日本政府は講和条約によって日本人財産没収の手続を認めたのである。これについて、日本政府は日韓会談において、1907年にハーグで調印された「陸戦の法規慣例に関する規則」第46条に「私有財産はこれを没収することができない」とあることを根拠に、在朝日本人財産の返還を主張した。

（3）第一次会談（51－52年）：対韓請求権をめぐって

当時日米政府は在日朝鮮人問題に悩んでいたが、50年6月に朝鮮戦争が勃発すると、その悩みは一層深くなった。そこで、アメリカの圧力を背景に、51年10月20日日韓会談の予備会談が始まり、①国籍処遇委員会と②船舶委員会が設置された。52年2月15日には第一次本会談が東京で始まり、新たに③財産請求権委員会と④漁業委員会さらに⑤基本関係委員会が設置された。韓国側は、財産請求権委員会で「財産および請求権協定要綱案」を提出した。これに対して日本側は、「財産請求権処理に関する協定基本要綱」を提出し対韓請求権を主張した。当時の日本は、朝鮮に置いてきた日本の財産を、韓国側の対日請求を相殺する材料にする計画であった。4月24日、こうして第一次日韓会談は日本の対韓請求権の主張をめぐって決裂した。

（4）第二次会談（53年）：米・韓・日三国の思惑

アメリカは、「（日韓）両国間の秩序正しい関係こそ、（朝鮮）戦争遂行にとって緊急に必要」である等の思惑から、会談の再開を促した。こうして、第二次会談を開く

ことは決定されたが、日本は李ラインの撤廃を、韓国は対韓請求権の主張の撤回を一方的に期待していた。

53年4月15日、第二次日韓会談第一回本会議が東京で開かれ、22日には、①基本関係、②財産請求権、③「在日韓人」の国籍処遇、④漁業、⑤船舶の五つの委員会が設置された。しかし、日本の外務省は朝鮮戦争の休戦成立に備え、日韓会談を「再検討」し始め、韓国側も代表団の召還を発表した。7月23日、第二次会談はこうして終わった。

(5) 第三次会談（53年）：久保田発言の波紋

1953年9月8日、韓国は李ラインを侵犯した漁船の拿捕を強化し始めた。日本は韓国に対し、この問題について話し合うために第三次日韓会談を開くことを申し入れた。

53年10月6日、第三次会談が東京で始まり、委員会の構成は、①基本関係、②財産請求権、③「在日韓人」の国籍処遇、④漁業、⑤船舶とすることが決定された。日本側首席代表は、第二次会談に引き続いて外務省参与の久保田貫一郎であった。ところが、15日に開かれた財産請求権委員会第二回会議における五項目に亘る久保田発言が問題となった。具体的には、①「日本としても朝鮮の鉄道や港を造ったり、農地を造成したりし、大蔵省は、当時、多い年で2千万円も持ち出していた。」、②「(カイロ宣言に「朝鮮人民の奴隸状態」という言葉が使われているのは、) 戦争中の興奮した心理状態で書かれたもので、私は奴隸とは考えない。」、③「(日本人の在韓) 私有財産を没収することはやはり違反であると思う。」、④と⑤「(サンフランシスコ条約前の領土の処分や日本人の強制退去については、) 領土は条約で決まっているから問題はない。引き揚げは占領軍の政策であったのだ。」という発言であった。10月21日、韓国側は五項目に亘る久保田発言の撤回を要請した。しかし、日本政府は全面的に久保田発言を支持した。こうして、第三次会談は10月21日に決裂した。

(6) 中断期間（53－58年）：久保田発言の撤回と初めての合意

日韓の対立が激しくなっていることを憂慮したアメリカは、早くも53年10月中に、日本側に対しては久保田発言の撤回を説得し、韓国側に対しては李ラインの廃止と水産資源の保護措置を組み合わせた妥協案を呑むよう説得した。そして、57年1月10日、岸外相は金公使と会い、久保田発言の取り消し、対韓請求権の撤回などについて譲歩した。同月中旬、韓国側から会談再開が要望され、第四次日韓会談の予備会談が始まった。

57年12月31日、日韓政府は「共同発表」を行い、日本側は「久保田発言」を撤回し、かつ「日本は対韓請求権を放棄するが、韓国は対日請求に際してそのことを考慮し法外な要求はしない」というアメリカの見解を基礎として、在韓財産に対する請求権を撤回するとした。これは、日韓会談において初めての合意であった。

(7) 第四次会談（58—60年）：中断—北朝鮮帰還問題

58年4月15日、第四次日韓会談が東京で開かれ、5月1日、委員会の構成は、①基本関係委員会、②韓国請求権委員会（その下に、請求権小委員会・船舶小委員会・文化財小委員会）、③「在日韓人」の法的地位委員会、④漁業及び「平和ライン」委員会と決定された。一般請求権問題については、3億ドル以上と韓国が推算する対日財産請求権を、日本側は4000万ドル内外と推算・評価して対立した。

しかし、7月になると、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還問題が大きな対立点として浮上し、日韓会談は中断した。そして、60年4月19日、韓国に4・19革命が起こり、25日、日韓会談は韓国の政情が安定するまで、見合わされることになった。

(8) 第五次会談（60—61年）：変化の始まり

60年4月19日の四月革命によってできた韓国的新政権は、日本との経済協力を優先し、他方、60年7月19日成立した池田勇人内閣も、韓国との経済協力を優先した。

60年10月25日、予備会談が東京で始まり、①基本関係、②韓国請求権（その下に、一般請求権、船舶、文化財の小委員会）、③漁業及び「平和ライン」、④在日韓

国人の法的地位、以上四つの委員会を構成する事に決定した。基本関係委員会は開かれなかった。一般請求権小委員会では韓国側の八項目要求の第五項、すなわち有価証券、日本系通貨、未払い賃金などの個人請求権が問題とされた。そこでは、韓国側が、日本政府から請求権資金をまとめて受け取り、それを韓国人被害者に渡すという方法を主張し、その後の会談で日本側も同意した。ただし日本側は、個人請求権のうち郵便貯金、未払い賃金などの請求権で証拠があるものは認める姿勢を示したが、旧軍人・軍属に対する恩給、被徴用者の被害に対する補償金、寄託金などの植民地支配・戦争被害の補償は認めなかつた。

61年5月6日、自民党代表団が訪韓して経済協力について話し合い、対日請求権に代わる無償援助計画を提議した。しかし、5月16日、韓国で朴正熙らによる軍事クーデターが起こり、第五次日韓会談の予備会談は本会談に移れないまま終了した。

(9) 第六次会談前半（61—62年）：金・大平メモの取り交わし

日韓会談に積極的であった朴正熙政権は、61年7月4日には日韓会談の再開を要請した。しかし、日韓には請求権をめぐって大きな問題があった。第一は、日本が韓国に支払う金額であり、第二は、その名目であった。

10月20日、第6次会談が東京で開会され、委員会の構成は前回同様と決められた。12月22日、日韓両国は事務折衝を締めくくり政治折衝に移ることを確認した。妥結を急ぐためであった。62年7月14日、大蔵省出身の大平正芳外相が誕生すると事態は急展開した。予備折衝において請求権問題についての双方の差を埋める努力が続けられ、8月30日、日本側は「無償援助三億ドル」で決着したいとの意向を示した。そして、11月12日に開かれた請求権問題に関する金鍾泌中央情報部部長と大平正芳外相との二度目の会談で、「1. 無償供与三億ドル。2. 有償援助二億ドル。3. 資金協力一億ドル以上。」との合意内容を有する金・大平メモが作成された。だが、メモに請求権という言葉はなかった。

(10) 第六次会談後半（63—64年）：反対運動の高揚

64年に入ると、韓国では日韓会談反対運動が激しくなった。先ず行動で抗議したのは漁業問題に敏感な漁民であった。続いて政界の日韓会談反対陣営が運動に立ち上がり、3月24日には、学生達が日韓会談反対デモを行った。その後、連日の如く屈辱外交反対のデモが行われ、4月6日、第六次日韓会談は中止に追い込まれた。韓国政府は6月3日夜10時、非常戒厳令を布き、大学には無期限休校を命令した（六・三事態）。戒厳令は7月29日まで続き、韓国国民の反対運動は圧殺された。

(11) 第七次会談（64－65年）：基本条約などの調印

ベトナム戦争の拡大と中国の影響力の増大に強い危機意識をもったアメリカ政府の意向の下、64年12月3日、第7次日韓会談が東京で開会された。

65年2月20日、日韓基本関係条約案が仮調印された。その第二条は、「1910年8月22日以前に締結された旧条約がもはや無効であることの確認」となっており、第三条は「韓国政府は、国連総会決議195（III）に示されているような朝鮮にある唯一の合法的な政府であることの確認」となっている。旧条約がいつから無効になったのか、韓国政府の管轄権が朝鮮全土に及ぶのか否か、いずれも曖昧な表現であり、各政府が都合のよいように解釈できるようにしたものであった。残る三協定の内、請求権問題の大筋は金・大平メモで解決していたが、3月27日の外相会談では、民間協力資金が三億ドルに増額され、仮調印当日、「請求権、経済協力」要綱案の五に「請求権の解決」として、「関係協定の成立時に存在する日韓両国および両国民の財産ならびに両国および両国民の間の請求権に関する問題は、サンフランシスコ平和条約第四条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されることになる」ことが入れられた。4月3日の三協定一括仮調印の後、請求権関係の協定の名称に関し日本側は「請求権」という文字の使用を拒否しようとしたが、最後は、「請求権及び経済協力協定」ということで妥協した。最後まで問題になった、個人の請求権を含む八項目の請求権の消滅が確認されたのは6月21日のことであった。こうして65年6月22日、日韓基本条約と四つの協定に調印が行われ、各種の「取り決め関係文書」が

作成された。

(12) まとめ：禍根を残す

以上のように、日韓会談は、冷戦構造の世界を背景にした米国の意向の下に、日韓の国益確保の為になされた会談であった。その会談の結果、日韓基本条約と四つの協定に調印が行われ、各種の「取り決め関係文書」が作成されたが、其処には、植民地支配に対する言及さえなく、ましてや謝罪の言葉は一切無かつたのである。

6 韓国での日韓会談文書の全面公開

(1) 以上の日韓会談の記録について、韓国政府は、韓国の日帝植民地被害者や市民による全面公開要求や訴訟提起を経て、2005年1月と8月の2回に亘り、同政府外交通商部が保管する約3万6千頁に及ぶ日韓会談関連文書を全て公開した。あわせて、韓国政府は、文書公開に当たって日韓請求権協定の法的性格と韓日請求権協定により解決された部分と解決されていない部分について、法的見解を発表している。

(2) 韓国で全面公開されたこれらの文書は、朝鮮民主主義人民共和国を含めた世界中の如何なる人からもアクセスが可能なものとなっており、日本においては、国立国会図書館に所蔵されるなど、歴史検証の重要な資料となっている。このような状況の下で、ひとり日本政府のみが日韓会談文書の全面公開を拒否し続けることは、いかなる理由を用いても正当化されることではない。

7 まとめ

以上のとおり、本件文書の不開示決定処分が違法であることは明らかであるから、原告らは、行政事件訴訟法3条2項、6項及び同法37条の3、1項、5項に基づき、外務大臣（処分庁）に対し、本件処分の取消し及び本件不開示部分の開示の義務付けを求める。

以上

附 屬 書 類

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 甲第1号証ないし第6号証 写し | 各1通 |
| 1 | 訴訟委任状 | 10通 |

当事者目録

大韓民国大邱広域市

原 告 崔 凤 泰

大韓民国光州広域市

原 告 李 金 珠

大韓民国ソウル特別市

原 告 吕 運 澤

〒617-0822 京都府

原 告 太 田 修

〒120-0012 東京都

原 告 田 中 宏

〒116-0014 東京都

原 告 西 野 瑞 美 子

〒359-1145 埼玉県

原 告 山 田 昭 次

〒950-0912 新潟県

原 告 吉 澤 文 寿

〒202-0005 東京都

原 告 李 鶴 来

〒185-0003 東京都

原 告 粱 澄 子

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番15号 西新橋愛光ビル4階

霞ヶ関総合法律事務所（送達場所）

電話 03-3501-2651

FAX 03-3539-3683

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目7番8号ゴンドラビル4階A室

藍天国際法律事務所

電話 03-3265-5054

FAX 03-3265-5055

同 川 口 和 子

〒107-0062 東京都港区南青山5丁目18番5号南青山ポイント1階

骨董通り法律事務所

電話 03-5766-8980

FAX 03-5466-1107

同 二 関 辰 郎

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番1号四谷三菱ビル5階

原後総合法律事務所

電話 03-3341-5271

FAX 03-3359-5975

同 小 町 谷 育 子

〒460-0002 名古屋市中区丸の内1丁目3番1号ライオンズビル丸の内702号

片桐勇碩法律事務所

電話 052-203-8015

FAX 052-203-1130

同 魚 住 昭 三

〒160-0017 東京都新宿区左門町13番1号四谷弁護士ビル406

古本晴英法律事務所

電話 03-5367-4603

FAX 03-5367-4604

同 古本晴英

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目3番エスパスコンセール4階

J & K法律事務所

電話 03-3359-8831

FAX 03-3359-8832

同 張界満

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 鳩山 邦夫

行政処分庁 外務大臣 高村 正彦

一部不開示文書目録 1

情報公開第02201号

- 1 朝鮮問題（対朝鮮政策）（文書67）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 2 日韓会談議題の問題点（文書68）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 3 日韓会談における双方の主張及び問題点 本文及び付属資料（文書69）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1（理由2以外の不開示部分）
公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 4 日韓会談の問題点（文書72）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 5 日韓会談の経緯及び問題点（文書76）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 6 日韓会談の経緯（文書77）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

情報公開第02260号

- 7 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第11回）（文書93）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 8 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第12回）（文書94）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため
- 9 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（非公式・その他）（文書96）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

情報公開第02348号

- 10 第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合（第24～25回）（文書102）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号、5条6号
決定理由 1 政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との信頼関係を損なうおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

情報公開第02428号

- 11 日韓国交正常化交渉の記録総説5（第4次日韓会談）（文書125）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号、5条6号
決定理由 1 政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、信頼関係を損なうおそれがあり、また、外交事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため

1 2 日韓国交正常化交渉の記録総説 6 (在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結) (文書 126)

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号、5条4号、5条6号

決定理由 2 (22 頁目)

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 (48 頁目)

政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

情報公開第 02430 号

1 3 竹島問題に関する文献資料 (文書 137)

決定区分 不開示

決定に係る該当条項 5条3号

決定理由 1 現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため

一部不開示文書目録 2

- 1 第5次日韓全面会談予備会談における船舶小委員会の第3回会合（文書4-1）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条1号、5条2号
決定理由 1 (6頁、8頁、9頁、10頁上側、11頁)
公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため
2 (10頁下側)
法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
3 (15頁)
公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であり、又は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
- 2 第5次日韓全面会談における船舶小委員会の第4回会合（文書4-2）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条1号、5条2号
決定理由 3 公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であり、又は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
- 3 第5次日韓全面会談予備会談における船舶小委員会の第5回会合（文書4-3）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条1号、5条2号
決定理由 2 (2頁下側、11頁上側、16頁)
法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
3 (理由2以外の箇所)
公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であり、又は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
- 4 第5次日韓全面会談予備会談における船舶小委員会の第6回会合（文書4-4）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条1号、5条2号
決定理由 1 (8頁、9頁)
公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため
3 (理由1以外の箇所)
公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる

情報であり、又は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

5 第5次日韓全面会談予備会談における船舶小委員会の第8回会合（文書47）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号、5条2号

決定理由 3 公にする慣行のない個人の情報であって、特定の個人が識別できる情報であり、又は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

6 予備会議（文書54）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号

決定理由 1 公にする慣行のない個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため

7 第1次会談（文書55）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号

決定理由 1 公にする慣行のない個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため

8 第4次会談（文書58）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号

決定理由 1 公にする慣行のない個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため

9 第5次会談（文書59）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号

決定理由 1 公にする慣行のない個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため

10 第6次会談（文書60）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号

決定理由 1 公にする慣行のない個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため

11 予備日韓会談船舶委員会 第1回～第33回（文書64）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条1号、5条2号

決定理由 1 (理由 2 で不開示とした部分以外の部分)
法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
2 (56 頁目の下から 2 番目の不開示部分、96 頁目及び 97 頁目の下から 2 番目及び 3 番目の不開示部分)
公にする慣行のない個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため

12 日韓会談における双方の主張及び問題点 本文及び付属資料 (文書 69)

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5 条 2 号、5 条 3 号

決定理由 2 (56 頁目の下から 2 番目の不開示部分、96 頁目及び 97 頁目の下から 2 番目及び 3 番目の不開示部分)
法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

13 第 7 次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合 (第 26 ~ 30 回) (文書 103)

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5 条 2 号

決定理由 2 法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため

14 日韓交渉報告 (請求権部会第 2 回会議状況) (文書 174)

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5 条 1 号

決定理由 1 個人の氏名、住所及び所属は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため

請求文書目録

- 1 日韓会談開始（1951年10月）前の準備作業に関するすべての公文書
- 2 第1次会談予備会談（1951年）本会議会議録
- 3 第1次会談予備会談（1951年）在日韓国人国籍処遇問題会議録
- 4 第1次会談予備会談（1951年）船舶問題会議録
- 5 上記以外の、第1次会談予備会談（1951年）関連のすべての公文書
- 6 第1次会談（1952年）本会議会議録
- 7 第1次会談（1952年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 8 第1次会談（1952年）請求権委員会会議録
- 9 第1次会談（1952年）船舶委員会会議録
- 10 第1次会談（1952年）漁業委員会会議録
- 11 第1次会談（1952年）基本関係委員会会議録
- 12 上記以外の、第1次会談（1952年）関連のすべての公文書
- 13 第2次会談（1953年）本会議会議録
- 14 第2次会談（1953年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 15 第2次会談（1953年）船舶委員会会議録
- 16 第2次会談（1953年）請求権委員会会議録
- 17 第2次会談（1953年）漁業委員会会議録
- 18 第2次会談（1953年）基本関係委員会会議録
- 19 上記以外の、第2次会談（1953年）関連のすべての公文書
- 20 第3次会談（1953年）本会議会議録
- 21 第3次会談（1953年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 22 第3次会談（1953年）請求権委員会会議録
- 23 第3次会談（1953年）漁業委員会会議録
- 24 第3次会談（1953年）基本関係委員会会議録
- 25 上記以外の、第3次会談（1953年）関連のすべての公文書
- 26 休会期（1953年10月～1958年4月）における日韓会談再開のための外交活動に
関連したすべての公文書
- 27 第4次会談（1958～1960年）本会議会議録
- 28 第4次会談（1958～1960年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 29 第4次会談（1958～1960年）請求権委員会会議録

- 30 第4次会談（1958～1960年）漁業委員会会議録
- 31 第4次会談（1958～1960年）基本関係委員会会議録
- 32 上記以外の、第4次会談（1958～1960年）関連のすべての公文書
- 33 第5次会談（1960～1961年）本会議会議録
- 34 第5次会談（1960～1961年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 35 第5次会談（1960～1961年）請求権委員会会議録
- 36 第5次会談（1960～1961年）船舶委員会会議録
- 37 第5次会談（1960～1961年）文化財委員会会議録
- 38 第5次会談（1960～1961年）漁業委員会会議録
- 39 上記以外の、第5次会談（1958～1960年）関連のすべての公文書
- 40 第6次会談（1961～1964年）本会談会議録
- 41 第6次会談（1961～1964年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 42 第6次会談（1961～1964年）請求権委員会（一般請求権・文化財・船舶）会議録
- 43 第6次会談（1961～1964年）漁業委員会会議録
- 44 第6次会談（1961～1964年）基本関係委員会会議録
- 45 第6次会談（1961～1964年）非公式会談会議録
- 46 第6次会談（1961～1964年）日韓予備交渉会議録
- 47 第6次会談（1961～1964年）開催期間における日・韓・米三国間の外交交渉の記録
- 48 上記以外の、第6次会談（1961～1964年）関連のすべての公文書
- 49 第7次会談（1964～1965年）本会談会議録
- 50 第7次会談（1964～1965年）在日韓国人法的地位委員会会議録
- 51 第7次会談（1964～1965年）請求権及び経済協力委員会会議録
- 52 第7次会談（1964～1965年）漁業委員会会議録
- 53 第7次会談（1964～1965年）基本関係委員会会議録
- 54 第7次会談（1964～1965年）非公式会談会議録
- 55 第7次会談（1964～1965年）時の椎名悦三郎外相訪韓関連の公文書
- 56 第7次会談（1964～1965年）時の李東元外相訪日関連の公文書
- 57 第7次会談（1964～1965年）時の条文作成のための会合関連の公文書
- 58 上記以外の、第7次会談（1964～1965年）関連のすべての公文書